

社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会

正職員（地域福祉等担当）採用試験概要

1 試験日時

- 1次試験 令和8年8月29日（土）午前9時30分～午後0時30分
- 2次試験 令和8年9月12日（土）午後1時30分～午後2時30分

2 試験内容

- 1次試験 適性検査(50分・35分)、小論文(60分)
- 2次試験 面接

3 試験会場

御嵩町立上之郷公民館2階中会議室
可児郡御嵩町中切 874-4

4 合格発表

- 可否の発表期日：2次試験後、2週間以内
- 可否の通知方法：受験者に郵送にて可否を通知します。
なお、電話による可否に関する照会には一切応じられません。

5 採用日等

- 可否通知後の健康診断で異常がなければ、11月1日付採用。
- ただし、採用後6ヶ月間は、試用期間となります。（令和9年5月1日本採用）

6 注意事項

- ① 試験会場には駐車場がありますので、自動車で来場されても差し支えありません。
- ② 試験当日受験票のない場合は、原則として受験できません。
- ③ 受験者は、受験説明時刻又は指定された時刻に試験会場内の指定された席にご着席ください。
- ④ 筆記用具(黒芯のHB鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)を必ず持参してください。
- ⑤ 試験会場は、全館禁煙です。

社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会 正職員（地域福祉等担当）募集要項

項 目	内 容
採用の区分	正職員（地域福祉等担当）
採用人員	1名
職務内容	社会福祉を目的とする事業の企画や運営、社会福祉に関する活動への住民参加の支援、法人運営業務、総合相談業務など幅広く従事していただきます。
採用予定日	令和8年11月1日 ※なお、11月1日は日曜日のため、11月2日から出勤
勤務場所	御嵩町社会福祉協議会【希らり館】
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ■34歳以下（長期勤続によるキャリア育成を図るため） ■普通自動車運転免許取得者（AT限定可） ■次の資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格 のいずれか
選考方法	適性検査、小論文、面接
申 込	<ul style="list-style-type: none"> ■履歴書(指定様式)と資格を証明する書類(写し)を添えて、令和8年8月13日(木)までに、本会まで持参もしくは郵送で提出してください。持参される場合の受付は土曜日、日曜日、祝日を除く、平日の午前8時30分～午後5時15分までです。
待 遇	<ul style="list-style-type: none"> ■初任給：232,000円～（経験により前歴加算を考慮します） （採用後6ヶ月は試用期間となります） ■諸手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当等を支給要件に基づき支給します。 ■賞 与：年2回（6月、12月） ■退職金：本会の退職金規程に基づく制度があります。 ■福利厚生：各種社会保険 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会（入職6か月後） 福利厚生センター（令和9年4月1日以降） ■勤務時間：午前8時30分から午後5時15分【休憩時間60分含む】 ■休 日：土、日、祝、年末年始(12月29日～1月3日)

待 遇	<p>■定 年：満 65 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日とします。本人が希望する場合は、定年を 60 歳から 65 歳までの間で選択できます。</p> <p>■所定外勤務：業務の都合により、所定労働時間外または休日に勤務していただくことがあります。</p> <p>■年次有給休暇：本会の就業規則に基づき、年次有給休暇を付与いたします。</p> <p>■その他の休暇：特別休暇、夏季休暇（4 日）、育児・介護休暇等</p> <p>※これらは本会の規則等に基づき支給・付与されます。また、これらは現行のものであり改正されることがあります。</p>
そ の 他	<p>履歴書は本会で交付するほか、ホームページからもダウンロードできます。また、「社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会 正職員（地域福祉等担当）採用試験概要」を必ずご覧ください。URL http://mitake-syakyo.jp/</p>
応 募 先	<p>〒505-0116 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 10 社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会 事務局 宛 申込書の提出方法は、持参または郵送</p>
問い合わせ先	<p>社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会 事務局：鍵谷 電 話 (0574) 67-6710 メール kyosai.mitake@sirius.ocn.ne.jp 試験当日の連絡先 080-2566-4090</p>

※次のいずれかに該当する方は受験することができません。

①日本国籍を有していない方

②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方